



# 埼玉県報

第 2 4 2 0 号  
平成24年8月31日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る告示\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る告示\(西部地域振興センター\)](#)
- [県有地の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成24年度クリーニング師試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [春日部都市計画駐車場事業の認可\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する落札者等の公示\(教委・財務課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示\(高校教育指導課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(熊谷県税事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道草加八潮三郷線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)

- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示\(保健体育課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年八月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人AGETTO
- 三 代表者の氏名  
碓山 浩司
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市大字小敷谷八百四十五番地一西上尾第一団地一 三 二〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、上尾市民及び上尾市来訪者に対し、商・工・農業、福祉及び文化等の情報を発信するとともに、市の賑わい創造事業を行い、商・工・農業、福祉及び文化等の発展に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千八百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はるか

三 代表者の氏名

水沼 せつ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町大字大針七百七十五番地二十三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うとともに、福祉及び介護に関する啓発活動並びに教育研修事業を行い、人に優しい地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千八百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Link・森と水と人をつなぐ会

三 代表者の氏名

杉本 篤史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市の場二千五百九番地 東京国際大学国際関係学部杉本篤史研究室

五 定款に記載された目的

この法人は、タイ王国北部山間地に住む人々に対し、環境保全を主軸とした村落開発活動の支援を行い、当該地域における民族や宗教を超えて相互に尊重と協力が可能な連帯の構築と、自然との共生を前提とした持続的な社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人母体胎児小児ヘルスケア支援機構

三 代表者の氏名

篠塚 憲男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市金山町八番六号、医療法人慈桜会瀬戸病院内

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての母体、胎児、小児に対して、どこでもMY病院構想（自ら医療・健康情報を管理・活用する構想）にもとづく、個人を主体とした医療健康情報基盤を構築し、その利用に対する支援を行う。また、この事業の成果を踏まえ、医療・健康・福祉の増進のための医療健康情報の活用のみならず、医療健康情報の解析、疫学調査、学術研究などを通して、医療・健康の増進、ヘルスケアに対する支援を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千百八十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
熊谷市箱田七丁目七七三番三	宅地	一九八・三九

物件番号 二

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
川越市旭町三丁目二九番八	畑	七九八・二六

物件番号 三

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
入間郡越生町大字西和田字三日市 二九五番二二	宅地	五二一・九

二 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十一条の規定に該当する者

ハ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事

業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者

二 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体及びその構成員であつて、知事が不適合であると認める者

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合における買受けの申出をしようとする者

ヘ ハ、ニ又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産活用担当 大沢、深山

電話〇四八 八三〇 二五八四（直通）

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十四年九月十四日（金）から九月十九日（水）まで（土・日・祝日を除く。）の午前十時から午後四時までの間（正午から午後一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号 一

平成二十四年九月二十一日（金）午後一時三十分から

(二) 物件番号 二

平成二十四年九月二十一日（金）午後二時三十分から

(三) 物件番号 三

平成二十四年九月二十一日（金）午後三時三十分から

各締切後改札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号 埼玉会館6D会議室

八 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

二 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手又は現金により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町三十八番）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字新町三十八番）

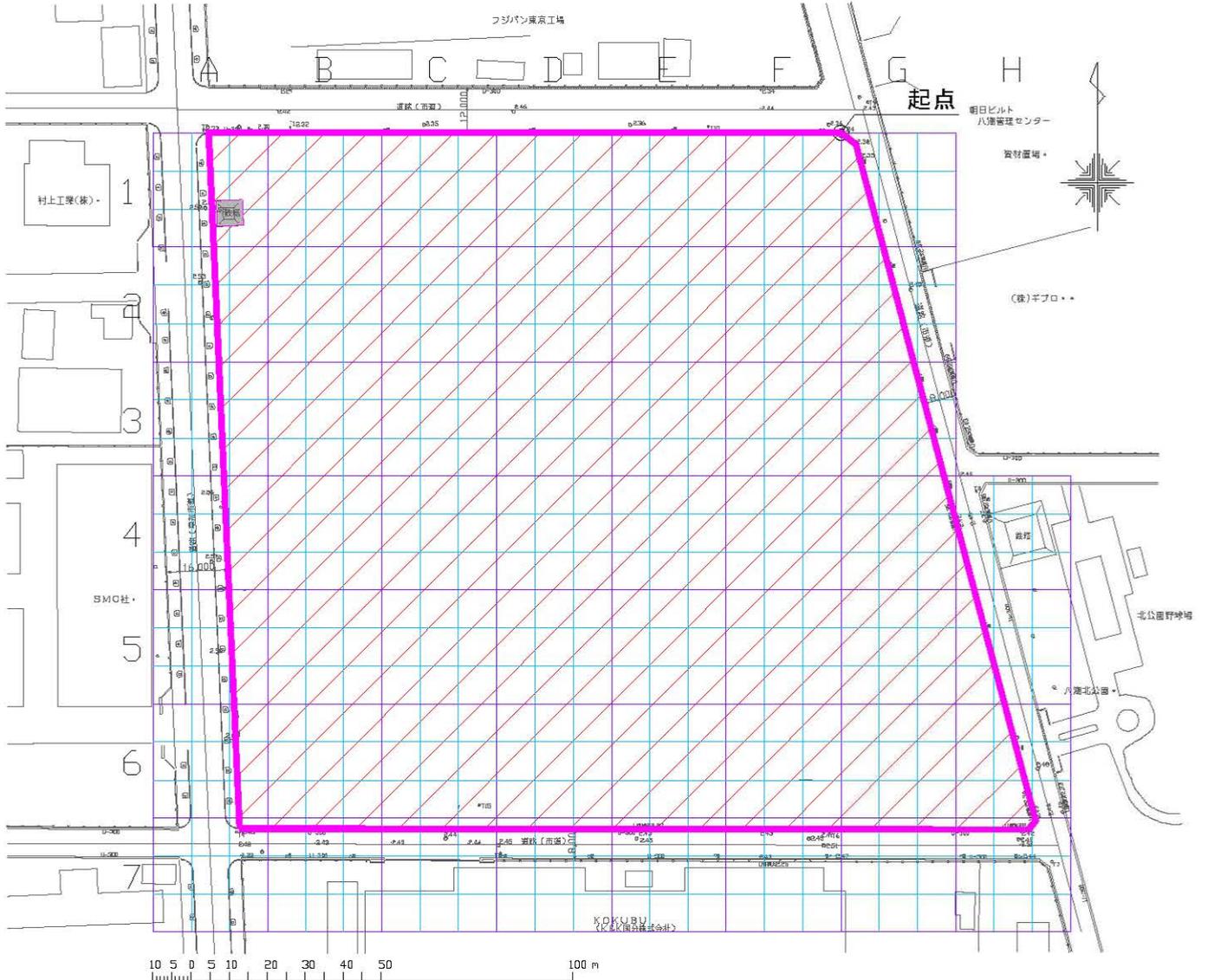
【形質変更時要届出区域の土地の所在と面積】

所在：埼玉県八潮市新町 38 番

面積：34,438.84m<sup>2</sup>

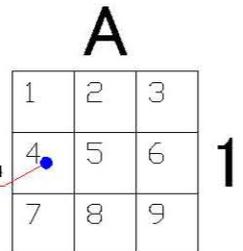
【格子の回転角度】

対象地の最北端の地点（複数あるため最も東にある地点）を起点として東西南北方向に 10m 四方の格子状に対象地を区画した。



凡 例

-  : 形質変更時要届出区域  
(全域が規則58条第4項第9号に該当)
-  : 対象外の土地(37番の土地)
-  : 30m格子線
-  : 単位区画線



地点名:A1-4

メッシュ番号の枝番号は  
右図の通り

## 告 示

埼玉県告示第千百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
仲町眼科	浅海裕樹	上尾市仲町1-7-27 アークエムビル7階	平成24年6月29日
斉藤耳鼻咽喉科医院	斉藤秀行	所沢市西住吉6-2-2	平成24年4月1日
新所沢公園前クリニック	森田昌宏	所沢市緑町3-1-4-3	平成24年7月1日
医療法人社団三泰会 西部クリニック	医療法人社団三泰会	所沢市星の宮1-1-10	平成24年5月1日
医療法人社団美草会 菊地医院	医療法人社団美草会 菊地医院	蕨市錦町2-2-0-1-2	平成24年6月1日
こくさいじクリニック	医療法人おおしまクリニック	深谷市国済寺3-4-7-1	平成24年8月1日
医療法人ヒューマン いけもと耳鼻咽喉科クリニック	医療法人ヒューマン	草加市氷川町821 草加メディカルプラザ1階A号室	平成24年7月1日
医療法人 土屋小児病院	医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央3-1-10	平成24年7月1日
そめやデンタルクリニック	染谷道雄	春日部市谷原1-2-6	平成24年7月1日
医療法人社団祥世会 IS歯科クリニック新三郷	医療法人社団 祥世会	三郷市采女1-2-0-5-3	平成24年7月1日
若葉駅前歯科	島田英輔	鶴ヶ島市藤金845-4 コモド若葉1階	平成24年8月1日
のぞみデンタルクリニック	田村希	大里郡寄居町桜沢1-1-8-7-1	平成24年8月8日
医療法人社団Good Teeth おぐら歯科医院	医療法人社団Good Teeth	新座市東2-4-1-8	平成24年5月1日
わなか歯科医院	和中真樹	熊谷市曙町3-1	平成24年7月25日
敬デンタルオフィス	医療法人寛友会	越谷市七左町2-2-8-3-5	平成24年8月1日

太田薬局	株式会社アレイ	狭山市北入曾 4 9 0 - 4	平成 24 年 6 月 28 日
ドラッグセイムス春日部大場薬局	株式会社富士薬品	春日部市大場 9 2 9 - 1	平成 24 年 8 月 1 日
ドラッグセイムス原町薬局	株式会社富士薬品	川口市原町 4 - 1 9	平成 24 年 8 月 1 日
明倫堂薬局	イントロン株式会社	所沢市日吉町 9 - 1 1 長沼ビル 1 階	平成 24 年 8 月 1 日
日生薬局和光店	株式会社日本生科学研究所	和光市新倉 2 - 5 - 4 9 日生オアシス和光 1 階	平成 24 年 6 月 13 日
わかば薬局上尾駅西口店	株式会社アイアイファーマシー	上尾市谷津 2 - 1 - 3 7 第二フジビル 1 階	平成 24 年 8 月 1 日
チューリップ薬局つきのわ店	株式会社セキ薬品	比企郡滑川町月の輪 5 - 2 7 - 1	平成 24 年 8 月 1 日
あけぼの薬局谷塚店	有限会社シード	草加市谷塚 1 - 2 2 - 1 9	平成 24 年 7 月 1 日
プライム薬局	有限会社メデファ	深谷市国済寺 4 6 5 - 1	平成 24 年 8 月 1 日
シンワ薬局谷塚店	伸和株式会社	草加市谷塚 1 - 2 1 - 1 メルヘンシャトー草加北側 1 階 1 0 4	平成 24 年 7 月 1 日
みやこ薬局越谷中央店	株式会社サイファー企画	越谷市越ヶ谷 1 - 1 - 7 アーバン清水 1 0 1	平成 24 年 8 月 1 日
エバークリオン薬局	株式会社ワンネス	越谷市南越谷 4 - 1 3 - 2 0 1 階	平成 24 年 7 月 1 日
社会医療法人至仁会 よしかわ訪問看護ステーション歩	社会医療法人至仁会	所沢市若狭 3 - 2 5 7 6 - 1	平成 24 年 7 月 1 日
武蔵台訪問看護ステーション	医療法人和会	日高市久保 2 7 8 - 1 2	平成 23 年 10 月 1 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
----	----	----	-----	-------

砂川 優貴	高坂駅前整骨院	東松山市元宿1-11-4松田栄光ビル1階	平成24年6月15日
礪谷 晃亘	さくら接骨院吉見院	比企郡吉見町江和井497-2	平成24年7月21日
林 裕之	ほのぼの整骨院・マッサージ治療院	越谷市蒲生3-8-9	平成24年8月1日
宮島 広文	セリオ治療院	本庄市児玉町児玉2439-3シルベリータウンK号棟	平成24年8月1日
浅見 誠	中央在宅マッサージ てあて 飯能院	飯能市東町6-16菊屋ビル303	平成24年7月1日
石崎 誠	中央在宅マッサージ てあて 飯能院	飯能市東町6-16菊屋ビル303	平成24年7月1日
鈴木 紀雄	鍼灸サロン 気月水	所沢市北所沢町2267-2-101	平成24年8月1日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
コスモ薬局 黒浜	名称	コスモ薬局	コスモ薬局 黒浜
株式会社武蔵野調剤薬局志木店	名称	武蔵野薬局志木店	株式会社武蔵野調剤薬局志木店
コスモ薬局 久喜	名称	コスモ薬局	コスモ薬局 久喜
歯っぴいデンタル	名称	医療法人内田歯科医院	歯っぴいデンタル
にこにこ訪問看護ステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘1-37-5-103	所沢市東狭山ヶ丘1-8-13-1階
コスモ薬局 越谷	名称	コスモ薬局	コスモ薬局 越谷
コスモ薬局 七左	名称	コスモ薬局 七左店	コスモ薬局 七左
コスモ薬局 みずほ台	名称	コスモ薬局 みずほ台店	コスモ薬局 みずほ台
コスモ薬局 蓮田	名称	コスモ調剤薬局	コスモ薬局 蓮田
エース薬局 新所沢店	名称	ドラッグエース薬局新所沢店	エース薬局 新所沢店
株式会社アルファメディック 寺田薬局	名称	有限会社アルファメディック寺田薬局	株式会社アルファメディック寺田薬局

## 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
みやこ薬局 越谷店	越谷市東大沢 2 - 4 - 2 2	平成 24 年 7 月 31 日
おぐら歯科医院	新座市東 2 - 4 - 1 8	平成 24 年 4 月 30 日
太田薬局	狭山市北入曾 4 9 0 - 4	平成 24 年 6 月 27 日
吹上駅前ひふ科	鴻巣市吹上本町 1 - 1 - 1 - 2 0 3	平成 24 年 1 月 1 日
いけもと耳鼻咽喉科クリニック	草加市氷川町 8 2 1 草加メディカルプラザ	平成 24 年 6 月 30 日
薬局 児玉	本庄市児玉町児玉 5 9 4 - 2	平成 24 年 7 月 31 日
青空クリニック	所沢市日吉町 9 - 2 2 いせきビル 5 階	平成 24 年 5 月 31 日
シンワ薬局 谷塚店	草加市谷塚 1 - 2 0 - 2 7 大道ビル 2 F - B 号室	平成 24 年 6 月 30 日
医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央 1 - 6 - 7	平成 24 年 6 月 30 日
関口眼科医院	川口市上青木西 2 - 1 0 - 8	平成 21 年 3 月 31 日
西部クリニック	所沢市星の宮 1 - 1 - 1 0	平成 24 年 4 月 30 日
端山胃腸科皮膚科	所沢市緑町 3 - 1 4 - 3	平成 24 年 6 月 30 日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
ひまわりデンタルオフィス	川口市本町2-6-11本町鈴木ビル1階	平成24年8月1日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
オレンジデンタルクリニック	所沢市日吉町10-19 Tokorozawa EX1F	平成24年8月20日
医療法人社団信長会オレンジ歯科	所沢市緑町1-2-1 新所沢パルコ	平成24年8月20日
医療法人社団 信長会 オレンジ歯科クリニック	所沢市東町5-22 ダイエー所沢店7F	平成24年8月20日
藤崎診療所	入間市仏子1078	平成24年10月1日
浅間台歯科医院	上尾市弁財2-3-19	平成24年8月12日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人社団 みどり会 武里病院	春日部市下大増新田 9 - 3	医療法人社団 みどり会	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年7月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
居宅介護支援事業所 ぽっぽ	上尾市須ヶ谷 1 - 8 7 - 1	特定非営利活動法人スマイルハウス	居 宅 介 護 支 援	平成24年8月1日
あずみ苑 グランデ草加	草加市新善町 5 0 2	株式会社レオパレス21	短 期 入 所 生 活 介 護	平成24年8月1日
			介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	
富 山 歯 科 医 院	戸田市新曽南 1 - 1 1 - 1 9	富 山 文 信	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年4月27日
そめやデンタルクリニック	春日部市谷原 1 - 2 - 6	染 谷 道 雄	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年7月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
佐藤接骨院リハビリデイサービス	鴻巣市東 1 - 2 - 2 4	合資会社ケアこうのす	通 所 介 護	平成24年5月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成24年5月4日
デイサービス あいほっと。貳番館	所沢市中新井 1 - 8 6 4 - 1	株式会社大栄折込広告	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
生協ふじみ野ケアセンター	ふじみ野市上福岡 3 - 3 - 7	医療生協さいたま生活協同組合	訪 問 看 護	平成24年4月1日
大 井 歯 科 医 院	ふじみ野市大井 7 0 6 - 8	山 田 礼 子	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年1月1日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
みやこ薬局 越谷中央店	越谷市越ヶ谷 1 - 1 - 7アーバン清水 1 0 1	株式会社サイファー企画	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年8月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
エバーグリーン薬局	越谷市南越谷4-13-20 1階	株式会社ワンネス	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
敬デントルオフィス	越谷市七左町2-283-5	医療法人寛友会	居宅療養管理指導	平成24年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
茶話本舗デイサービス越谷登戸	越谷市登戸町24-9	株式会社ウェルオフ	通所介護	平成24年7月1日
応援家族越谷	越谷市伊原1-4-52	株式会社応援家族	特定施設入居者生活介護	平成24年9月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
プロログ合同会社 915南越谷	越谷市南越谷4-20-8ローズハイムB棟201	プロログ合同会社	居宅介護支援	平成24年8月1日
さわやか南町リハビリデイサービス	坂戸市南町24-5-101	株式会社伊豆山会	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
医療法人社団 秀人会 原田内科クリニック	坂戸市末広町5-1シャンボールビル105	医療法人社団 秀人会	訪問リハビリテーション	平成24年8月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
坂戸市地域包括支援センターさくら	坂戸市末広町5-1シャンボールビル102	医療法人社団 秀人会	介護予防支援	平成24年4月1日
シャローム地域包括支援センター	坂戸市新堀字毛地1-1	社会福祉法人シャローム埼玉	介護予防支援	平成24年4月1日
マリブ調剤薬局	春日部市上蛭田630-1関根マンション102	山岡 尚弘	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

応援家族ハーモニーライフ庄和館	春日部市西金野井64-24	株式会社応援家族	特定施設入居者生活介護	平成24年9月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
ケアビジョンふじみ野	ふじみ野市うれし野2-5-1 3F	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成24年8月1日
			介護予防訪問介護	
医療法人社団 Good Teeth おぐら歯科医院	新座市東2-4-18	医療法人社団 Good Teeth	居宅療養管理指導	平成24年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
わかば薬局 上尾駅西口店	上尾市谷津2-1-37第二フジビル1階	株式会社アイアイファーマシー	居宅療養管理指導	平成24年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あげおシーエス薬局	上尾市柏座1-12-3	有限会社大和桜ヶ丘薬局	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
デイサービス千寿	上尾市中分1-17-19	株式会社さくらコーポレーション	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
グループホーム けいあい	毛呂山町前久保南4-16-1	有限会社ケイアイ商会	認知症対応型共同生活介護	平成19年8月7日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
エース薬局 箭弓町店	東松山市箭弓町2-8-28	株式会社エフケイ	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
グループホーム明日葉	東松山市高坂1091-1	株式会社あしたば	認知症対応型共同生活介護	平成24年5月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	

シーズケア	草加市瀬崎 3 - 2 2 - 1 4 - 2 0 2	株式会社シーズケア	福祉用具貸与	平成24年8月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
デイサービスセンターリハ道	草加市金明町 3 1 7	株式会社VOHIS	通所介護	平成24年7月20日
			介護予防通所介護	
あけぼの薬局 谷塚店	草加市谷塚 1 - 2 2 - 1 9	有限会社シード	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
深谷スマイル薬局	深谷市萱場 3 8 - 3	株式会社リバーサル	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイリハセンター うちりハ深谷	深谷市天神町 8 - 1 8	株式会社和一	通所介護	平成24年7月10日
			介護予防通所介護	
ファームイン	新座市畑中 1 - 1 0 - 8	株式会社パンドラ企画	訪問介護	平成24年7月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所 デイサービス本舗 福来響	新座市東 3 - 1 2 - 4 0	株式会社ユニバース	居宅介護支援	平成24年7月1日
デイサービスふじのはな	新座市新座 3 - 3 - 2 0 - 1 0 6	株式会社ヒュームスター	通所介護	平成24年8月1日
			介護予防通所介護	

株式会社福祉の街久喜営業所	久喜市本町3-8-33	株式会社福祉の街	居宅介護支援	平成24年8月1日
グッドライフ・こあ	久喜市鷲宮中央2-1-29鷲宮ビル301	株式会社こあ	居宅介護支援	平成24年4月1日
ケアセンターベル	本庄市万年寺2-9-43	株式会社ベルコーポレーション	通所介護	平成24年8月1日
			介護予防通所介護	
ケアセンターベル	本庄市見福2-6-2	株式会社ベルコーポレーション	訪問介護	平成24年7月1日
			介護予防訪問介護	
明倫堂薬局	所沢市日吉町9-11長沼ビル1F	イントロン株式会社	居宅療養管理指導	平成24年8月1日
ヘルパーサービスつくしんぼ	所沢市山口681-2	株式会社桜介護事業所	訪問介護	平成24年8月1日
		株式会社桜介護事業所	介護予防訪問介護	
ファインテイスト	蕨市中央4-7-6	株式会社シュガーテイスト	居宅介護支援	平成24年8月1日
大原元気プラザ デイサービスセンター塚越	蕨市塚越7-10-5アドリーム塚越1階	株式会社大原ライフサポート	通所介護	平成24年8月1日
			介護予防通所介護	
望月歯科クリニック	蕨市中央3-22-23クレールいびき1F	望月公博	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
寄居歯科医院	寄居町富田3558-1-5	青野弘美	居宅療養管理指導	平成24年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
松永歯科医院	白岡町小久喜1203-1	松永俊雄	居宅療養管理指導	平成24年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

日生薬局 和光店	和光市新倉2-5-49日生オアシス和光1階	株式会社日本生科学研究所	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団杉浦医院	川口市本町4-4-16-301	医療法人社団杉浦医院	居宅療養管理指導	平成24年6月1日
神根薬局	川口市西新井宿竹下301-14	株式会社メディカルサポート	居宅療養管理指導	平成24年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービス ぬくもり 柳崎店	川口市柳崎1-29-11-101	株式会社T.Sコーポレーション	通所介護	平成24年7月1日
所沢グループホームそよ風	所沢市小手指南5-16-3	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成24年7月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ふるさとホーム狭山	狭山市笹井682-1	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成24年8月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
訪問リハビリテーション在診	鶴ヶ島市高倉772-1	医療法人社団満寿会	訪問リハビリテーション	平成24年9月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	
鶴ヶ島在宅医療診療所	鶴ヶ島市高倉772-1	医療法人社団満寿会	居宅療養管理指導	平成24年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
スマイルケアプランセンター	鶴ヶ島市南町1-14-12	株式会社G.S.W	居宅介護支援	平成24年7月1日
GENKI NEXT 蕨南町	蕨市南町3-4-14蕨アイリス1F	株式会社あしたば	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	

コミュニケア24癒しのデイサービス三郷南	三郷市戸ヶ崎1-340-1	株式会社リエイ	通所介護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
ケアサービス合三郷	三郷市早稲田3-31-9リバーサイド早稲田101号	特定非営利活動法人合	訪問介護	平成24年4月1日
			介護予防訪問介護	
みやびケアプランセンター	鴻巣市宮前173-1ファミネス102号室	株式会社雅	居宅介護支援	平成24年7月1日
みやびヘルプーステーション	鴻巣市宮前173-1ファミネス102号室	株式会社雅	訪問介護	平成24年7月1日
			介護予防訪問介護	
ケアサポート若葉	鶴ヶ島市富士見4-2-6	株式会社アーバンライフサポート	居宅介護支援	平成24年6月1日
ケアサポート24若葉	鶴ヶ島市富士見4-2-6	株式会社アーバンライフサポート	訪問介護	平成24年6月1日
			介護予防訪問介護	
デイサービス寿々喜	吉川市川藤3270-1	株式会社寿々喜	通所介護	平成20年6月1日
			介護予防通所介護	

## 告 示

埼玉県告示第千百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
コスモ薬局 越谷	名 称	コスモ薬局	コスモ薬局 越谷	介護予防居宅療養管理指導
				居宅療養管理指導
コスモ薬局 蓮田	名 称	コスモ調剤薬局	コスモ薬局 蓮田	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導
あおぞらリハビリデイサービス	名 称	(有)介護ハウスあおぞらデイサービス	あおぞらリハビリデイサービス	介護予防通所介護
				通 所 介 護
富士リレイト株式会社 ひまわり館寄居店	所 在 地	寄居町寄居1331-1	深谷市上柴町西3-7-6	福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
				介護予防福祉用具貸与
富士リレイト株式会社 ひまわり館寄居店	名 称	富士リレイト株式会社ひまわり館深谷	富士リレイト株式会社ひまわり館寄居	特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
				介護予防福祉用具貸与
				福祉用具貸与
コスモ薬局 黒浜	名 称	コスモ薬局	コスモ薬局 黒浜	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導

コスモ薬局 久喜	名称	コスモ薬局	コスモ薬局 久喜	介護予防居宅療養管理指導
				居宅療養管理指導
ウェルサポート	所在地	深谷市上野台2910-1	深谷市小前田2822-3	福祉用具貸与
				介護予防福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
コスモ薬局 みずほ台	名称	コスモ薬局 みずほ台店	コスモ薬局 みずほ台	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導

## 告 示

埼玉県告示第千百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	指 定 年 月 日
デイサービス あいりす	比企郡小川町靱負 1 1 1 - 1	介 護 予 防 通 所 介 護 通 所 介 護	有限会社 ケアサービスひまわり	平成 24 年 9 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
仲 町 眼 科	上尾市仲町1-7-27アーケムビル7F	訪 問 看 護	平成24年6月28日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
大 井 歯 科 医 院	ふじみ野市大井706-8	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成19年7月31日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
お ぐ ら 歯 科 医 院	新 座 市 東 2 - 4 - 1 8	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年4月30日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
み や こ 薬 局 越 谷 店	越 谷 市 東 大 沢 2 - 4 - 2 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成24年7月31日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	

# 告示

埼玉県告示第千二百百号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十四年 十一月六日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 埼玉県川越市大字南大塚千五百八 川越少年刑務所

## 二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 四 受験手続

### イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

### ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### ハ 受付期間

平成二十四年十月一日（月）から十月三日（水）まで  
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時  
まで

郵送の場合は、平成二十四年十月三日までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十四年十二月十三日（木）及び十四日（金）午前十時から午後五時  
まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年十二月十三日（木）午前十時から平成二十五年一月十二日（土）  
午後五時まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ八潮

埼玉県八潮市大字大瀬字稗田八百二十二 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社マツモトキヨシ

午前十時から午後十時

（変更後）株式会社マツモトキヨシ

午前十時から翌午前〇時

## ハ 変更年月日

平成二十四年九月一日

## 二 届出年月日

平成二十四年八月二十日

## ニ 縦覧期間

平成二十四年八月三十一日から平成二十五年一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年八月三十一日から平成二十五年一月四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ春日部南店

埼玉県春日部市南五 一 四十六

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

山上恭弘

埼玉県春日部市南五 一 二十九

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日

# 告 示

埼玉県告示第千二百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヤ春日部中央店

埼玉県春日部市中央四 九 二十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

種村徹太郎

埼玉県春日部市中央四 九 十八

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日

# 告 示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

細沼ビル

埼玉県越谷市袋山千四百七十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社細沼 代表取締役 細沼淳平

埼玉県越谷市大字袋山二百十八番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日

## 告 示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

高野台深井ビル

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二 六一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社深井工務店 代表取締役 深井政男

埼玉県北葛飾郡杉戸町西一 十四 五

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日

# 告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルヤ千間台西店

埼玉県越谷市千間台西五 一 八

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社マルヤ 代表取締役 折原昭

埼玉県春日部市小淵二百四十三

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日

# 告示

埼玉県告示第千二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

春日部市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画駐車場事業南桜井駅北口自転車駐車場

## 三 事業施行期間

平成二十四年八月三十一日から平成二十五年三月三十一日まで

## 四 事業地

### イ 収用の部分

埼玉県春日部市大衾字原の一部

### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

埼玉県告示第千二百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立川越特別支援学校ほか25校で使用する電気  
予定使用電力量4,907,500キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額  
127,422,059 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年5月15日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社PUC 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
- 5 落札金額  
45,024,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年5月25日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I C T 推進担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成24年 7 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

N E C フィールディング株式会社 東京都港区三田 1 丁目 4 番 28 号

5 落札金額

417,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年 5 月 25 日

# 告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県熊谷県税事務所長 横山光重

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
吉川石油株式会社	代表取締役 吉川典子	埼玉県本庄市児玉町児玉三百七十九番地の四	平成二十四年七月三十一日

# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 野川 達哉

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>九番三地先まで</p>	<p>鴻巣市大字袋字東谷一七五〇番 地先から同市大字中井字堀三二二</p>	<p>区 間</p>
<p>六・五〇〽一五・八〇</p>	<p>六・五〇〽一二・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一、六八三・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>部変更である。</p>	<p>平成二十三年九月十三日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号の道路予定区域の一部変更である。</p>	<p>備考</p> <p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回路</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>四番地先まで 同市長野三丁目</p>	<p>行田市富士見町一丁目 九番九地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一三・一六 一一二・八六</p>	<p>一一二・八六 七・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一二六・三五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>草加八潮三郷線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八九四番二二 地先から同市大字鶴ヶ曾根字中通七三〇 番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一〇年三月十三日付け埼玉県告示第三百四十六号における道路区域の供用開始である。延長三九三・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字下根通一八二番二 地先から同市大字鶴ヶ曾根字下根通二六 五番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四百六十三号 における道路区域の供用開 始である。延長二二九・九〇 メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年三月二十二日

指令川建セ第二三 一二七号

## 二 検査済証番号

平成二十四年八月二十四日

川建セ第二四 三五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字山下八六九番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市泉町二番地二十六

（レーベンスクエアサントレッセ1410号室）

宮内 政典

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年六月二十一日

指令川建セ第二四〇〇一二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年八月二十四日

川建セ第二四〇〇三六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上小見野字家附二番町三三二番一、三三八番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上小見野三二四番地

小池 大樹

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年五月二十九日

指令川建セ第二四 一一 号

二 検査済証番号

平成二十四年八月二十八日

川建セ第二四 三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字逆川七三四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七三四番地

川田 光夫 川田 糸江

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年八月十六日

指令越建セ第二四〇〇九一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年八月二十八日

越建セ第二六五―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百十七番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目五番二十八号

鈴木 みつ子

# 告 示

埼玉県公営企業告示第七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成二十五年度及び平成二十六年年度において埼玉県企業局が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

競争入札に参加することができる者は、平成二十四年埼玉県告示第千八十六号（物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示）で定める競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年九月五日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告示

## 埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十四年九月一日から施行する。

平成二十三年埼玉県教委告示第三十四号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十四年八月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十四年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「二五、九四四円」とあるのは「一六、〇二八円」と、「一八、四九八円」とあるのは「一八、五〇〇円」と、「二一、六八五円」とあるのは「二二、〇六五円」と、「二三、五二四円」とあるのは「二三、七五〇円」と、「二三、〇五二円」とあるのは「二三、一八三元」と、「四、六〇二元」とあるのは「四、六二九円」と、「一九、〇九〇円」とあるのは「二〇、七五四円」とする。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇二八円	一一、九五四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六四八円	一一、〇九〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二〇八円	一一、九四四円
三十五歳以上四十歳未満	六、六四七円	一一、四九八円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二五円	一二、六八五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九〇三円	一二、五二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、五五一円	一二、五五一円

七十歳以上	三、九五〇円	一二、九五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、六〇二円	一九、〇九〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、七五七円	二三、〇五二円

# 告 示

埼玉県選管告示第四十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年九月四日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

イ その他